

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 24 年度
条 例 名	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例		
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 5 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 6 節
所 管 課	保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課		
条 例 の 概 要	障害者に対する施設障害福祉サービス等を提供する県立の障害者支援施設の設置及びその管理に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	福祉施設整備が十分でない昭和 20 年～40 年代、県立主導で施設整備を進めてきたが、現在、福祉サービスの担い手が民間事業所に移り、県の役割は広域性、専門性の見地からの取組に重点を置くことが求められている。 県立の障害者支援施設は民間では対応困難な重度重複障害者等の受入施設として、広域性・専門性の高い支援を行っており、こうした県立施設の設置・管理に関し必要な事項を定める条例として必要である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	障害者自立支援法の理念に基づき、施設入所者の地域移行や自立に向けた支援を行う一方、在宅で生活している障害者のための短期入所事業等を充実する等、社会環境の変化に伴い、必要な提供体制の確保に努めており有効に機能している。	【地域生活等移行人数】 80 人（平成 18 年 4 月～24 年 3 月実績） 【平成 23 年度短期入所利用実績】延べ 15,761 人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	平成 15 年度に設置された「県立社会福祉施設の将来展望検討会議」の検討結果を尊重し、施設機能の重点化や民間活力の導入等、民間事業所や市町村との役割分担を踏まえて、施設運営の方向性を検討し、見直しを行ってきており、効率的に運営している。	【金沢若草園】 平成 23 年 4 月に民間法人移譲に伴い、本条例より削除 【三浦しらとり園】 平成 23 年 4 月に指定管理者制度に移行
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	障害者自立支援法に基づく神奈川県障害福祉計画（平成 19 年 3 月策定）では、地域生活移行に伴い施設入所者数の減を掲げており、その趣旨に沿うよう、県立施設においても入所定員の規模縮小に取組む等、県政の基本的な方針に適合している。	【県立障害者支援施設の 入所定員の削減】 （平成 18 年 4 月）876 人 （平成 24 年 3 月）802 人
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公の施設として必要な事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触しない。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>